ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

平成２２年３月　３日(告示第　３９５号)一部改正
平成２４年８月１０日(告示第２００５号)一部改正

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.4 から 3.5.9 までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、薬事法第８３条第１項の規定により読み替えて適用される同法第１４条の４第１項の規定により行われる再審査において、同法第８３条第１項の規定により読み替えて適用される同法第１４条第２項第３号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものにあっては、動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.7.1 に規定するところにより試験を行うものとする。